

令和4年12月

【提言】知事と国はWIN-WINの関係で高レベル放射性廃棄物の処分

地選定に取り組め

日本原子力学会シニアネットワーク連絡会
有志
エネルギー問題に発言する会
（坪谷隆夫、田辺博三、石川博久、武田精悦）

【提言】

- ・ 国および知事は、少子・高齢化が避けられない日本において、地層処分施設が迷惑施設であるとの認識を改め、最終処分事業が地域の持続的発展に大きな役割を果たす公益事業であるとの認識を共有して欲しい。
- ・ 知事は、最終処分法^(注)に基づく文献調査の受け入れ意思の有無に関わらず、最終処分事業をきっかけに持続的な地域発展のあり方を国の参画を得て全国知事会議等の場で議論して欲しい。
- ・ 知事は広域自治体の長として、法律で撤退が認められている最終処分地選定過程に風評を跳ね返して参画し、国とともに地域住民の理解促進に努めて欲しい。

(注) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（施行2000年6月）

【提言の拠り所および補足】

1. なぜ国と知事がWIN-WINなのか

国は、高レベル放射性廃棄物の処分地選定を進めたい、知事は、地域住民の福祉のために地域の発展を強く望んでいると思料している。この2つの重要政策を結びつけることができれば、国と知事は、高レベル放射性廃棄物の処分事業でWIN-WINの関係を造り上げることができる。

2. 最終処分事業は公益性が高い国家的な事業

原子力発電に伴い発生している高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電の推進の是非を問わず、現世代および将来世代にわたる「国民の安全と健康および環境の保全」（放射性廃棄物等合同安全条約、2003年批准）を理念とする公益性の高い事業である。最終処分事業は、最終処分政策について定めている最終処分法（2000年制定）に基づき実施される国家的な事業である。

3. 国は、最終処分事業を進めるに当り地域の意向を踏まえた総合的な政策で地域の持続的発展を支援

最終処分法に基づき閣議決定された最終処分基本方針（2015年改訂）は、最終処分事業の進め方を明確に示した。それは、処分地選定調査を実施する地域の主体的な合意形成に向け、多様な住民が参加する「対話の場」を設置するなど住民の活動を支援すること、対話の場などを通じて集約される地域の持続的な発展策の実現に向けた総合的な支援措置を関係地方自治体と協力して講じていくことなどを盛り込んでいる。地域発展計画に処分事業は組み込まれると考えて欲しい。

4. 最終処分地選定などに協力する地域に対する敬意と感謝の念や社会としての利益還元-風評対策を講じる最終処分基本方針

最終処分地選定に応じる地域に対して国民として敬意と感謝の念を示すことが重要であることが、最終処分基本方針（2015年、閣議決定）で明確に示されている。さらに、最終処分基本方針では最終処分地選定に応じる広域自治体および基礎自治体が交付金として利益還元を受ける権利を明確に示した。これは、「札束で頬をはたく」との風評を跳ね返す仕組みである。

5. 最終処分は世界が地層処分技術を選択

「長い時間、人間の生活環境から安全に隔離する」とする目標に適う最終処分技術は、深い安定な地層を利用する地層処分技術に依ることが、国内外で支持されている。日本は高レベル放射性廃棄物を工学的設備に閉じ込めていた間に放射能が失われる仕組みのもとに埋設する技術を採用している。また、処分場は、放射性廃棄物を埋設する地下施設を「沿岸海底下」に設置する工法が採用可能であり陸上に大規模な占有面積を要しないことも特徴である。

6. 風評に負けぬ最新の地層処分技術

地層処分技術は、高レベル放射性廃棄物を地下深部に埋設することに対する人々の不安に応えるために、国家的なプロジェクトとして安全性、信頼性を第一義として技術を確かなものにしてきた。地層処分技術は、どのようにすれば「裏庭はいや（NIMBYシンドローム）」や「風評」を低減することができるかを見据えて時間・人材・資金を投じてきた。

7. いつでも撤退できる処分地選定とできるだけ多くの文献調査地

最終処分法は、概要調査など処分地選定過程で調査に応じている自治体が調査地から撤退できる権利を制定している。この権利は、調査地になるとそのまま処分地になるのではないかとの懸念を払拭するために制度化されたものである。また、最終処分事業主体は、処分地に適さない地質環境が明らかになった等との理由から調査を取りやめることも想定される。従って、処分地選定にあたっては、できるだけ多くの文献調査地を求めることになる。

8. 広域自治体が処分地選定の初期段階から主体的に参画

全国知事会・原子力発電対策特別委員会提言「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」（令和4年8月10日）は、「最終処分地の選定の問題は、原子力施設の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、国は、全国知事会とも協議しながら、最終処分事業の理解促進に一層努めること」を是とする。その上で、最終処分地の選定と地域発展に向けた総合的な政策は、一基礎自治体の行政範囲を超える事業である事例が、先行する諸外国でも見られる。先に挙げた高い公益性および国として地域の持続的な発展を支援する事業であるため広域自治体が処分地選定の初期段階から主体的に参画することが望まれる。

9. 参画の一形態は「地域パートナーシップ」

どのような形で広域自治体が参画するかは知事の考えが尊重されるが、その一形態は国内外で多くの成功事例がある「地域パートナーシップ」が挙げられる。

10. 「対話の場」は次世代が地域の将来像を描くきっかけに

文献調査を含めた処分地選定調査の過程で当該地域に設けられる「対話の場」は、地域の将来像を描くきっかけとなる。とりわけ、地域の将来を担う若い世代がその地域の特徴を踏まえた地域発展を検討する場に参画する機会を提供する。

問い合わせ先：坪谷隆夫 (officetsuboya@nifty.com)